

11月30日は「年金の日」

知っていますか？ 国民年金

国民年金は、高齢になったときや、病気・けがで障がいが残ったとき、家計を支えていた人が亡くなったときなどに所得を保障し、安定した生活をみんなで支え合うための制度です。日本に住所がある厚生年金や共済組合の加入者以外で20歳以上60歳未満の人は必ず加入しなければなりません。

どんな種類があるの？

国民年金に加入している人を「被保険者」といい、加入している年金の種類によって保険料を納める方法が違います。

どんな年金がもらえるの？

国民年金に加入している人は次のような給付があります。

■老齢基礎年金

保険料を納めた期間や免除された期間が25年以上ある人が、原則として65歳から受けられます。

■障害基礎年金

病気やけがによって障がいが残ったときに受けられます。(一定要件あり)

■遺族基礎年金

国民年金に加入していた人が死亡したときに、18歳未満の子がいる場合などに配偶者または子が受けられます。(一定要件あり)

■第2号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者 ※保険料は給料天引き

■第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者 ※保険料は配偶者が加入している年金制度が負担(自分で納付する必要はありません)

いくら納めるの？

平成27年度保険料
月額1万5590円

【納付方法】

- ① 納付書で全国の金融機関、コンビニで納付
- ② 口座振替
- ③ クレジットカード納付
- ④ インターネット納付

年金を増やしたい！

老齢基礎年金をまだ受け取っていない人は、老齢基礎年金を増やすために次の方法があります。いずれも申請が必要です。

■付加年金

定額保険料に加えて月額400円を納めると、受け取る額が増えます。

■追納

過去10年以内に免除または猶予の期間がある人は、さかのぼって納付(追納)することができます。

納付が困難な場合は？

経済的な理由で保険料の納付が困難な人(第1号被保険者)のために、次の制度があります。いずれも窓口で申請が必要です。(申請にあたり、所得の申告が必要な場合があります)

■申請免除

前年所得に応じて全額・4分の3・半額・4分の1免除(本人・配偶者・世帯主の前年所得を審査)

■若年者納付猶予

30歳未満の人の納付猶予(本人・配偶者の前年所得を審査)

■学生納付特例

学生の納付猶予(本人の前年所得を審査)

■失業特例

退職や失業した人は離職票のコピーなどを添付すると本人の前年所得を除外して審査できます。

■60歳からの任意加入

60歳以上で未納などのため満額の年金を受けられない人は、65歳までであれば任意で年金に加入し、保険料を納付することができます。(受給資格期間の足りない人は、最長70歳になるまで加入できます)

■後納(平成30年9月まで)

過去5年以内に未納期間や未加入期間がある人は、さかのぼって納付(後納)することができます。後納により受給資格期間を満たすと年金を受けられます。 ※65歳以上ですでに受給資格がある人は後納できません

社会保険料控除証明書が届きます

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除証明書は年末調整や確定申告に必要となるため、大切に保管してください。

11月に送付される人

1月1日から9月30日までの間に保険料を納めた人

平成28年2月に送付される人

10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納めた人

控除証明書に関する問い合わせ

☎0570-058-555、IP電話・PHSからは☎03-6700-1144へ

国民年金課 ☎948 63356
東年金事務所 ☎946 28335
年金事務所 ☎925 51755
FAX 923 4619

健全化判断比率・資金不足比率から

比率名(用語説明)	平成26年度(平成25年度)	数値の説明	早期健全化基準(財政再生基準)
①実質赤字比率 (一般会計などの実質赤字額は収入のどれくらいか)	該当なし(〃)	決算は黒字	11.25%以上(20%以上)
②連結実質赤字比率 (市の全会計の実質的な赤字は収入のどれくらいか)	該当なし(〃)	決算は黒字	16.25%以上(30%以上)
③実質公債費比率 (借入返済に充てた額は収入のどれくらいか)	6.8%(7.8%)	市債残高減少による償還額減などにより改善	25%以上(35%以上)
④将来負担比率 (将来負担すべき負債は収入のどれくらいか)	55.6%(60.9%)	退職手当負担見込額や、市債残高の減少などにより改善	350%以上(設定なし)
⑤資金不足比率 (企業会計の資金不足額は事業規模のどれくらいか)	該当なし(〃)	9会計全てで資金不足なし	【経営健全化基準】20%以上

※①から④のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画の策定が必要。⑤が経営健全化基準以上の場合、経営健全化計画の策定が必要

財務書類(普通会計)から

資金収支計算書

【1年間の資金(現金)の流れ】

現金増減額 2億円

期首歳計現金残高 + 62億円

経常的収支 289億円
公共資産整備収支 △85億円
投資・財務的収支 △202億円

期末歳計現金残高 64億円

行政コスト計算書

【1年間に要した行政サービスのコスト】

経常行政コスト 1,616億円
人にかかるコスト 250億円
物にかかるコスト 422億円
移転支出的なコスト 921億円
その他のコスト 23億円

経常収益 47億円
使用料など受益者負担

純経常行政コスト 1,569億円

貸借対照表

【資産の状況とその財源】

資産 7,349億円

公共資産 6,492億円
投資等 487億円
流動資産 370億円
(うち 歳計現金 64億円)

負債 1,984億円(27.00%)

固定負債 1,809億円
流動負債 175億円

純資産 5,365億円(73.00%)

純資産変動計算書

【1年間の純資産の動き】

期首純資産残高 5,370億円

純経常行政コスト 1,569億円

一般財源、補助金等受入 1,552億円
臨時損益、資産評価替等 12億円

期末純資産残高 5,365億円

●1年間の増減→5億円減

※△はマイナス

平成26年度の財政の健全性をチェック！

平成26年度の財務書類(普通会計)と健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

データから分かること

財務書類からは、コスト削減や財源確保に努め、将来世代へ過度な負担を残さず資産形成したことがわかります。健全化判断比率からは、市債償還を進め、将来世代への負担が軽減されたことがわかります。厳しい社会経済情勢の中、健全な財政運営が維持できています。

【貸借対照表】

26年度末の資産が7349億円、その財源として将来世代の負担である負債が1984億円、過去・現世代の負担である純資産が5365億円となっています。

【行政コスト計算書】

1年間に要した資産形成に結びつかない行政サービスのコストは、経常行政コストが1616億円、それに対して使用料・手数料など受益者負担の経常収益が47億円、差し引きの純経常行政コストが1569億円となり、市税や国・県などの補助金で賄われています。

【純資産変動計算書】

過去・現世代が負担した26年度末の純資産は、5365億円、25年度末から5億円減少しています。

【資金収支計算書】

1年間の資金の増減について、26年度末では現金残高が64億円となり、25年度末から2億円増加しています。

934 1803
国民年金課 ☎948 63326
FAX